

坂戸市告示第 261 号

坂戸市空き家バンク事業実施要綱を次のように定める。

平成 27 年 10 月 21 日

坂戸市長 石川 清

坂戸市空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内における空き家の売買及び貸借の促進を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めることにより、空き家が管理不全になることを防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が坂戸市の区域内に所有し、かつ、現に人が居住していない、又は近く居住しなくなる住宅及びその敷地で、管理不全な状態（坂戸市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年坂戸市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する管理不全な状態をいう。第 7 条第 2 項第 3 号において同じ。）でないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸（次号、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 4 号において「売却等」という。）を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却等を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家に関する情報を市長の登録台帳に登録し、広く一般に公開する制度をいう。

(協定の締結)

第 3 条 市長は、空き家バンクによる空き家の取引が円滑に行われるよう、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部川越支部（以下「団体」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 空き家の売買等に係る媒介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。次条第 2 項において同じ。）の選定に関すること。
- (2) 次条第 3 項の規定による現地調査に関すること。

(3) 空き家バンクを利用した空き家の売買等の結果の報告に関すること。

(4) その他空き家バンクを利用した空き家の売買等に関すること。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家の売却等に関する情報について、市長の登録台帳に登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録（更新）申請書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 外観及び内部等を撮影した写真

(2) 所有者等であることが確認できる書類

(3) 身分を証明するものの写し

2 前項の規定による申請を行う者は、団体が選定した宅地建物取引業者のうちから、空き家の売却等の交渉の媒介を依頼する者をあらかじめ指定するものとする。ただし、当該申請を行う者が当該指定をしなかった場合は、市長が指定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び申請者の同意を得て現地調査を行い、登録の可否を決定し、空き家バンク登録（不登録）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の現地調査を行う場合においては、市長は、団体に対し、当該現地調査を依頼するものとする。

5 市長は、第3項の規定により登録の決定をしたときは、空き家バンク登録台帳（様式第4号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

6 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(空き家の登録の更新)

第5条 前条第3項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間の満了の日の3か月前までに、市長に前条第1項の規定による申請を行い、登録の更新を受けなければならない。

(空き家の登録事項の変更)

第6条 登録者は、第4条第1項の規定により提出した空き家バンク登録カードの記載事項に変更があったときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カード（様式第2

号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の抹消)

第7条 登録者は、登録台帳から登録の抹消を求めるときは、空き家バンク登録抹消申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、登録台帳から当該空き家に係る登録を抹消することができる。

(1) 前項の規定による申出書の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 当該空き家が管理不全な状態になったと認められるとき。

(4) 市長が指定業者から当該空き家の売買又は賃貸借(以下「売買等」という。)の契約締結の報告を受けたとき。

(5) 登録者が偽りその他不正な手段により登録台帳への登録を受けたことが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるときその他市長が登録台帳に登録されていることが適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により、当該登録者に通知するものとする。

(空き家の情報の公開)

第8条 市長は、市のホームページへの掲載、事務室への備付けその他適当な方法により、第4条第1項及び第6条の規定により提出された空き家バンク登録カードに記載された情報のうち、次に掲げる情報を公開するものとする。

(1) 登録番号

(2) 物件の所在地

(3) 売却又は賃貸の別

(4) 売却等の希望価格

(5) 物件の概要

(6) 設備の状況

(7) 主要施設までの距離

(8) 間取図

(9) 写真(第4条第3項の現地調査において撮影したものを含む。)

(10) 特記事項

(利用の申込み等)

第9条 登録台帳に登録された空き家の購入又は賃借（次条第1項において「購入等」という。）を希望する者は、空き家バンク利用申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、空き家バンク利用申込通知書（様式第9号）により、団体に通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 登録者及び登録台帳に登録された空き家の購入等を希望する者（次項において「利用希望者」という。）は、指定業者を通じて交渉を行うものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者が行う交渉及び契約については、直接関与しない。

(この要綱の適用関係)

第11条 この要綱の規定は、空き家バンクを利用するもの以外による空き家の売買等を妨げるものではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。